**南城市商工会総代選挙実施要領**

平成２５年３月２９日

**１．　目　　　的**：　この要領は、南城市商工会選挙規程に基づき、総代の選挙方法等について定め円滑に総代を選出することを目的とする。

**２．総代選挙方法　：**総代選挙は、定款第３０条及び運営規約第１０条に基づき実施する。

　(1)　総代候補者の届出受付期間・受付場所

　　①受付期間：平成２５年４月３日（水）～４月１０日（水）

午前９時～午後５時（土・日は除く）

　　②受付場所：南城市商工会事務局　〒901-1403　南城市佐敷字佐敷４３

(2)　投票通知書の発送・投票日

　　①投票通知書発送：平成２５年４月１１日（木）～４月１２日（金）

　　②投　　票　　日：平成２５年４月２２日（月）午前９時～午後５時

　(3)　選挙方法

　　①総代の選出は、投票により行なう。

②地区の会員は、１人１票で地区の総代候補者名簿の中から１名を選んで投票を行ない、得票数が多い順に各地区の総代定数に応じた人数まで当選人とする。

　　③商工会法第４８条の第３項において、地区の総代候補者の総数が選挙すべき総代定数を超え

ないときは、投票は行なわない。この場合においては、選挙管理委員長は選挙管理委員会を

開き、総代候補者をもって当選人とする。

**３．届出書類等**

　(1)　商工会事務局に備え付けの所定様式に自署捺印のうえ提出する。なお、郵送、ＦＡＸ、代理者による届出は受付できない。

　(2)　商工会事務局は、地区の立候補者受付順に「地区別総代選挙立候補者受付簿」に記入する。

**４．選挙結果**

(1)　選挙管理委員長は、選挙の結果を「総代選挙録」に記入し、商工会会長に提出する。

(2)　当選人は、「総代就任承諾書」を商工会会長宛提出する。

(3)　商工会会長は、当選人に「総代当選証書」を交付する。法人の総代については、総代会に出席する者を特定し、商工会事務局へ提出する。

(4)　商工会会長は、選出された総代の氏名等を会員へ報告する。